



第29回社会福祉士国家試験模範解答

《2017/1/31 10:00 現在》

共通科目										専門科目							
問題番号	解答番号	問題番号	解答番号	問題番号	解答番号	問題番号	解答番号	問題番号	解答番号	問題番号	解答番号	問題番号	解答番号	問題番号	解答番号	問題番号	解答番号
1	2	21	4	41	5	61	2	81	4	84	4	104	5	124	1	144	1,3
2	3	22	4	42	3	62	4	82	1	85	1	105	2	125	5	145	3
3	1	23	1	43	4	63	5	83	2	86	2	106	4	126	2	146	5
4	2	24	5	44	2	64	3			87	5	107	1	127	3	147	2
5	4	25	5	45	1	65	5			88	1	108	5	128	3,4	148	4
6	3	26	3	46	5	66	4			89	3	109	4	129	1,5	149	3
7	5	27	4	47	5	67	1			90	5	110	3	130	1,2	150	1
8	1	28	2	48	1	68	2			91	1	111	3,5	131	3		
9	1	29	1	49	1	69	1,4			92	5	112	5	132	2		
10	2	30	2	50	1	70	5			93	4	113	5	133	5		
11	3	31	3	51	4	71	5			94	4	114	1,4	134	1,3		
12	4	32	5	52	4	72	2			95	1	115	2	135	1,4		
13	5	33	4	53	2	73	1			96	3	116	5	136	5		
14	2	34	1	54	5	74	3			97	2	117	2	137	2		
15	2	35	2,3	55	3	75	5			98	1	118	4	138	5		
16	3	36	5	56	1	76	3			99	3,4	119	2	139	1		
17	5	37	2	57	2	77	5			100	1	120	4	140	2		
18	1	38	4	58	4	78	3			101	3	121	3	141	4		
19	5	39	3	59	1,5	79	2			102	4	122	4	142	3		
20	2	40	1	60	3	80	4			103	2	123	5	143	2		

* この解答は2017年1月31日10:00現在のものです、事前の予告なしに変更される場合があります。予めご了承下さい。

第 29 回

社会福祉士国家試験

講評

第29回社会福祉士国家試験・筆記試験（平成29年1月29日実施） 講 評

1 全体について

一部難しいと感じられた科目も見受けられましたが、全体としては近年の傾向にならい、今回の試験も基本事項を問う問題が中心だったと思います。各科目の出題された項目についても、例年よく出題されている項目から満遍なく出題されていましたので、過去に出題された問題を中心に周辺の知識を学習されてきた方は、解きやすい問題が多かったのではないのでしょうか。

また、28回の試験同様、生活困窮者自立支援法や子ども・子育て支援法、介護保険法の改正など、近年施行された法律や改正点などについてもよく出題されていました。一方、障害者自立支援法など、既に改正された法律のその当時の内容を問う問題も出題されていましたので、最新情報だけでなく、過去からの変遷を押さえておくことも求められていることに注意する必要があると思われます。

全体的に、科目別出題基準に示された科目での出題にとらわれず、科目をまたいで出題されていたことも、今回の試験の特徴だったと思われます。科目ごとの学習にとらわれず、科目横断的な視野で学習を行うことが、どの科目で出題があっても、とまどうことなく問題に取り組むことができるポイントではないかと思います。

25回の試験から、「正しいものを2つ選ぶ」問題が出題され、28回まで毎年増加傾向にありましたが、今回の試験では、全部で12問の出題でした。28回の際は、全部で20問出題されていたので、減少傾向に転じています。また、「正しいものを2つ選ぶ」の問題が出題されている科目は、「地域福祉の理論と方法」「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」「低所得者に対する支援と生活保護制度」「相談援助の理論と方法」「高齢者に対する支援と介護保険制度」「就労支援サービス」の6科目だけとなり、偏りがみられました。

科目ごとの難易度については、解きやすい問題の方が多い科目がほ

とんどでしたが、「社会理論と社会システム」「現代社会と福祉」「社会調査の基礎」では、細かい知識を問う問題が多かったように思われます。

合格基準については、「正しいものを2つ選ぶ」問題がかなり減少しましたが、難易度は例年と同じ程度のもので感じられましたので、27回（88点）、28回（88点）と同程度になるのではないかと思います。

2 科目別講評

【共通科目】

① 「人体の構造と機能及び疾病」

出題された項目は、「身体の標準的な成長・発達」「加齢に伴う生理機能の変化」「心臓の正常解剖」「感染症」「生活習慣病」「レビー小体型認知症」「精神疾患の診断・統計マニュアル（DSM-5）」。

毎年ほぼ出題されているDSMについては、今年も出題がありました。疾病では、出題率の高い生活習慣病と感染症から出題がありました。障害では、頻出の認知症からの出題がありました。

科目全体としては、細かい知識を問うものもありましたが、落ち着いて問題に取り組めば、正答に導くことができたのではないのでしょうか。

② 「心理学理論と心理的支援」

出題された項目は、「大脳の前頭葉」「気分」「感覚・知覚」「記憶」「適応機制」「系統的脱感作法」「来談者中心療法」。

今回の試験では、毎年ほぼ出題のあった「ストレス」からの出題はありませんでした。かわりにほとんど出題されていない「気分」からの出題がありました。それ以外は、心理療法からの問題をはじめ、比較的良好に出ている項目から出題されていました。

問題全体として、非常に解きやすい科目だったのではないのでしょうか。

か。

③ 「社会理論と社会システム」

出題された項目は、「所得格差を示す指標」「日本におけるコミュニティ政策の展開」「ライフサイクル」「高齢社会白書」「社会理論における行為」「社会的役割」「ラベリング論」。

全体として、細かい知識を問う問題が多かったので、解きづらさを感じた人は多かったのではないのでしょうか。ただ、出題されている項目は、例年よく出題されている所からのものばかりでしたので、出題率が高い所を押さえて学習されてきた方は、高得点をとることができたことと思われます。

逆に、出題率の高い「家族」や「集団・組織」の項目からの出題は、今回はありませんでした。

④ 「現代社会と福祉」

出題された項目は、「潜在能力理論」「よりよい暮らし指標」「社会福祉事業法制定時における社会福祉法人創設の趣旨」「イギリスの貧困調査」「社会保障制度改革」「個人の福祉ニーズ」「自殺対策基本法」「日本の人口動向（厚生労働白書）」「子供の貧困対策に関する大綱」「家族を介護する者の仕事と介護の両立の状況と課題」。

今回の試験でも、幅広い知識が科目横断的に出題されていました。福祉ニーズのことやイギリスの貧困調査といった、よく問われる項目からの出題がありましたが、逆にOECDの「よりよい暮らしイニシアチブ」、「社会保障制度改革国民会議報告書」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「働く女性の実情（厚生労働省）」といったような、今まで問われていない所からの出題も多くありました。

26回、27回、28回では、比較的点が取りやすい科目になっていましたが、今回はそれ以前のように、得点しづらい科目になってしまったように思われます。

⑤ 「地域福祉の理論と方法」

出題された項目は、「地域福祉の学説」「イギリス関連の報告書」「日本の地域福祉の前史」「ソーシャルアクション」「地域福祉コーディネーターの対応」「介護保険制度と地域福祉」「民生委員・児童委員」「地域福祉に係る専門職及び組織」「災害時における支援」「福祉計画等における圏域」。

社会福祉協議会や民生委員・児童委員についてなど、例年よく出ている項目から、今回の試験でも出題がありました。

目新しい所では、ソーシャルアクションについての問題が単体で出題されてたり、25回の時にも少しだけ出題されていましたが、日本の地域福祉の前史（地域社会の生活を支えてきた仕組み）についての出題がありました。

全体としては、基本的な事項を問うものが多かったので、高得点を取れた方も多かったのではないかと思います。

⑥ 「福祉行財政と福祉計画」

出題された項目は、「共同募金」「地方公共団体が関わる社会保険について」「社会福祉制度の利用」「社会福祉における専門職」「1990年以降の行財政等の動向」「福祉計画等の策定」「介護保険事業支援計画」。

例年行財政4問、福祉計画3問という形で出題されていましたが、今回の試験では、行財政から5問、福祉計画から2問という構成でした。

地域福祉の科目でよく出題される共同募金からの問題や、社会保障の科目で出題される社会保険からの問題など、他の科目で出題される項目が横断的に出題されていました。また、福祉計画関連の問題についても問題47のように、各分野の計画との横断的な知識が求められていました。

難易度としては、基本事項が中心でしたので、解きやすかったのではないかと思います。

⑦ 「社会保障」

出題された項目は、「日本の社会保障の歴史的展開」「社会保障費用統計」「雇用保険制度」「年金の取り扱い」「公的年金の給付内容」「社会保険の保険給付」「諸外国の社会保障制度」。

24回の試験のあと出題のなかった「諸外国の社会保障制度」からの出題がありました。他は年金関連の問題が2問、雇用保険が1問、年金保険、医療保険、労働保険を絡めた事例問題が1問、社会保障の歴史関連が1問、社会保障の財源と費用からの問題が1問と例年よく出題されている項目からの問題がほとんどでした。

科目の難易度としても社会保険の制度理解ができている方は、容易に解くことができたのではないかと思います。

⑧ 「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」

出題された項目は、「障害者総合支援法のサービス」「2005年の障害者自立支援法」「障害者総合支援法での自治体の役割」「特定相談支援事業」「障害者手帳」「障害者の法律上の定義」。

今回は、この科目の中心である障害者総合支援法関連の問題が、7問中4問出題されていました。その中には、障害者自立支援法当時の内容を問う問題もありました。

全体としては、素直な問題が多かったので、高得点を取れた方も多かったのではないかと思います。

⑨ 「低所得者に対する支援と生活保護制度」

出題された項目は、「生活保護制度における国、都道府県及び市町村の役割」「生活保護の動向」「生活保護の実施」「現行の生活保護基準」「日本の公的扶助と公的年金の特質」「生活保護制度における自立支援」「生活保護の決定と実施」。

例年と同じように、生活保護制度に関しての問題がほとんどを占めていました。生活保護が絡まない問題は1問もなかったため、この制度の基本事項をしっかりとマスターできていれば、高得点がとれたものと思われま

問題68の事例問題では、生活保護受給者の自立支援について出題がありました。自立支援については、国が力を入れているところでもありますので、これからも出題が予想されます。

⑩ 「保健医療サービス」

出題された項目は、「国民医療費の概況」「医療機関の基準」「保健所」「医療・福祉の専門職」「医療ソーシャルワーカーが行う支援」「医療ソーシャルワーカー業務指針」「地域連携クリティカルパス」。

毎年よく出題されている医療施設関連と、保健医療サービスにおける専門職関連の問題は、今回の試験でも出題がありました。特に医療ソーシャルワーカーについては2問も出題されていました。一方、診療報酬制度については、出題がありませんでした。

問題72の保健所に関する問題では、細かいことが問われていましたが、全体としては解きやすかったのではないかと思います。

⑪ 「権利擁護と成年後見制度」

出題された項目は、「高齢者・児童・障害者虐待防止法」「社会権」「日常生活自立支援事業の日常的金銭管理」「国家賠償法」「保佐及び補助」「成年後見登記事項証明書の交付事務を取り扱う組織」「関係当事者の民事責任」。

問題77では、この科目では珍しく各分野の虐待防止法の複合的な問題が出題されていました。28回では、7問中5問が成年後見制度から出題されましたが、今回の試験では、憲法、民法、行政法などからバランスよく出題されていました。また、日常生活自立支援事業についても、27回、28回に続いて民法を絡める形で出題されていました。

全体としては、特に目新しい知識からの出題はみられなかったので、テキストや過去問で一通り学習されてきた方は高得点が取れたのではないかと思います。

【専門科目】

⑫ 「社会調査の基礎」

出題された項目は、「社会調査の種類と意義」「調査者の倫理」「量的調査」「社会調査における調査票を用いた方法」「量的調査におけるデータの集計方法」「事例研究法」「K J法」。

28回では出題のなかった倫理に関する問題が、また出題されました。

問題86、問題87は、量的調査に関する代表的な問題であったので、テキスト学習などで基礎的事項を押さえていた方は、容易に解くことができたものと思われます。また、問題90についても、質的調査の代表的な分析方法であるK J法についての方法を問う問題でしたので、基本事項で対応できたものと思われます。

全体の難易度としては、問題88や問題89のように、細かい知識を問う問題もありましたので、やや難しい科目になったかもしれません。

⑬ 「相談援助の基盤と専門職」

出題された項目は、「社会福祉士及び介護福祉士法」「ソーシャルワークのグローバル定義」「慈善組織協会（COS）」「アメリカにおけるソーシャルワークの統合化」「日本社会福祉士会の行動規範」「総合的かつ包括的な援助」。

28回で出題されたソーシャルワークのグローバル定義についての問題が、今回も問題92で問われていました。問題93は、よく出題される慈善組織協会（COS）に関する問題でしたが、細かい内容を問うものでしたので、正答がどれか迷われた方も多かったと思われます。問題95、問題96、問題97は、「相談援助の理論と方法」でも出題されるような社会福祉士の対応を問う問題でしたので、解きやすかったと思われます。

全体としても解きやすい問題が多かったので、高得点が狙えた科目だったと思われます。

⑭ 「相談援助の理論と方法」

出題された項目は、「システム理論に基づくソーシャルワークの実践モデル」「医療ソーシャルワーカーの対応方法」「解決志向アプローチ」「問題解決アプローチ」「行動変容アプローチ」「初回訪問時の対応」「アセスメント」「モニタリング」「バイステックの原則」「スクールソーシャルワーカーの対応方法」「相談援助の面接技法」「ケースマネジメント」「相談援助過程に関して」「地域包括支援センターの社会福祉士の対応方法」「社会資源の開発に関して」「ネットワーキング」「ソーシャルサポートネットワーク」「グループワーク」「自助グループの特性」「スーパービジョン」「相談援助の記録」。

全体としては、例年出題されている項目から満遍なく問題が取り上げられていました。問題100の解決志向アプローチ、問題101の問題解決アプローチ、問題102の行動変容アプローチはよく出題される援助技法です。問題98のシステム理論も27回、28回と連続的に出題されています。相談援助過程についても問題104、問題105、問題110とよく出題されています。今回の試験では、問題106でバイステックの原則の内容そのものを問う問題が出題されていました。「相談援助の基盤と専門職」でもよく出題されますし、これを押さえておくと事例問題が解きやすくなるという重要な知識なので、キーとなる問題だったといえるでしょう。また、このところ毎年出題されているスーパービジョンや記録についての問題も出題されていました。

どの問題も基本事項を問うものばかりだったので、高得点がとれた方が多かったのではないのでしょうか。

事例問題については、問題102のような、行動変容アプローチについての応用的な問題もありましたが、それ以外は容易に解くことができたのではないかと思います。

全体を通して解きやすい問題が多かったので、この科目で満点近くとれた方は、合格がぐっと近づいたことと思います。

⑮ 「福祉サービスの組織と経営」

出題された項目は、「社会福祉法人」「医療法人及び特定非営利活動法人」「暗黙知を形式知化する方法」「集団のパフォーマンスについて」「リーダーシップ」「社会福祉法人の経営・会計」「組織で働く者の労働意欲やキャリア形成に関して」。

目新しい所では、問題121で暗黙知を形式化するという問題が問われていました。見慣れない内容だったので、問題自体を理解することが難しかった方も多かったかと思われます。

ほぼ毎年出題されている社会福祉法人関連の問題は、今年も問題119で出題されました。また、問題120では、医療法人や特定非営利活動法人のことが出題されました。今回の試験では、「福祉サービスに係る組織や団体」からの問題は、7問中2問でした。「経営」関連では、28回でも出題されていたリーダーシップに関しての問題が、今回も出題されています。

難易度という点では、過去問を繰り返し学習してきた方には、高得点がとれた科目ではなかったかと思われます。

⑯ 「高齢者に対する支援と介護保険制度」

出題された項目は、「高齢者の就労等に関する統計」「老人福祉法の展開」「介護保険法の改正」「福祉用具貸与」「高次脳機能障害に対する排泄の介護方法」「介護保険制度の地域支援事業」「国民健康保険団体連合会」「認知症サポーターキャラバン」「老人福祉法に基づく福祉の措置の対象」「高齢者虐待に関する社会福祉士の対応方法」。

今回の試験では、「正しいものを2つ選ぶ」の問題が、全科目で12問出題されましたが、そのうちの5問がこの科目からの出題でした。偏りのある出題だったように思われます。

28回では、介護保険法関連の問題が7問出題されていましたが、今回の試験では、10問中4問と例年に比べ少なくなりました。代わりに問題127、問題134の2問で、老人福祉法からの出題がありました。地域支援事業は、新しい動きとしてやはり出題されたかという感じです。問題133では、25回のあと出題のなかった認知症サポーターに関して

の出題がありました。

全般的な知識が求められていますが、難易度としては例年並みだったかと思われます。

⑰ 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」

出題された項目は、「子ども・子育て支援法」「保育所等関連状況取りまとめ」「児童の権利に関する条約」「児童福祉法」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「児童扶養手当」「児童・家庭福祉制度における専門職」。

問題136で、子ども・子育て支援法についての基本的な知識を問う1問問題が出題されました。問題137では、「保育所等関連状況取りまとめ」からの統計問題が、はじめて出題されました。今後この分野からの出題は増えていくことと思われます。

問題138では、久しぶりに児童の権利に関する条約からの出題がありました。問題141では、児童扶養手当の近年の改正を知っているかどうかを正答を導くためのキーとなっています。

全体としては、幅広い項目から少しずつ出題されたという印象がありました。難易度は、法律の条文を押さえておけばすぐにわかるものも多く、解きやすかったと思われます。

⑱ 「就労支援サービス」

出題された項目は、「障害者の就労支援」「求職者支援法」「公共職業安定所（ハローワーク）」「障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者の対応方法」。

問題144で、今回はじめて求職者支援法についての1問問題が取り上げられました。テキスト等で、求職者支援法の利用対象者をチェックしていた方は容易に解くことができたものと思われます。

28回では、低所得者の就労支援関連の問題が2問出題されていましたが、今回は1問も出題されず、障害者の就労支援関連の問題が2問出題されました。両方を押さえておく必要があると思います。

難易度としては例年並みだったかと思われます。

⑱ 「更生保護制度」

出題された項目は、「更生保護法の目的」「更生緊急保護の対象者」「保護観察官及び保護司」「非行少年の取扱い」。

全体としては、更生保護制度関連が3問、刑事司法・少年司法関係機関の連携関連が1問という配分でした。

問題149の保護観察官や保護司に関する問題は、27回から3年連続での出題となりました。

医療観察制度に関する問題は、今回もありませんでした。26回目の試験で出題されて以降3年出題されていないこととなります。

難易度としては、問題150があまり本試験で問われない内容だったので、押さえきれていない方が多かったと思われるのですが、それ以外は基本事項を問うものだったので、高得点をとれた方も多かったのではないかと思います。

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

©2017 TOKYO LEGAL MIND K. K. Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。